



中華人民共和國國家標準

GB 29921-2013

食品安全國家標準
食品中の病原菌基準値

2013-12-26 公布

2014-07-01 實施

中華人民共和國

國家衛生・計畫生育委員會 公布

食品安全国家标准

食品中の病原菌基準値

1 適用範囲

本標準は、食品中の病原菌基準値に関する要求事項及び検査方法について定める。

本標準は包装済み食品に適用する。

本標準は缶詰類食品には適用しない。

2 適用原則

2.1 病原菌基準値を定めているか否かにかかわらず、食品の製造、加工、取扱業者はいずれもコントロール措置を講じ、できる限り食品中の病原菌含有量のレベル及びリスクを招く可能性を引き下げること。

2.2 GB 4789.1 の規定に従って試料を採取し、表 1 の検査方法によって検査する。

3 指標に関する要求事項

食品中の病原菌基準値については表 1 を参照。

表1 食品中の病原菌基準値

食品カテゴリ	病原菌指標	試料採取方式と基準値（指定がなければ/25 gまたは/25 mLで表示する）				検査方法	備考
		n	c	m	M		
肉加工品 肉加工品（加熱調理したもの） 肉加工品（非加熱調理の、直接食用にするもの）	サルモネラ菌	5	0	0	-	GB 4789.4	-
	リステリア・モノサイトゲネス	5	0	0	-	GB 4789.30	
	黄色ブドウ球菌	5	1	100 CFU/g	1000 CFU/g	GB 4789.10 第2法	
	大腸菌 O157:H7	5	0	0	-	GB/T 4789.36	牛肉加工品にのみ適用する
水産加工品 水産加工品（加熱調理したもの） 水産加工品（加熱調理していない、直接食用にするもの） 藻類加工品（直接食用にするもの）	サルモネラ菌	5	0	0	-	GB 4789.4	-
	腸炎ビブリオ	5	1	100 MPN/g	1000 MPN/g	GB/T 4789.7	
	黄色ブドウ球菌	5	1	100 CFU/g	1000 CFU/g	GB 4789.10 第2法	
卵加工品（直接食用にするもの）	サルモネラ菌	5	0	0	-	GB 4789.4	-
穀物加工品 穀物加工品（ローストしたものを含む、加熱調理したもの） 穀物粉・米加工品（餡を含む、加熱調理したもの） 穀物粉・米加工品（インスタントのもの）	サルモネラ菌	5	0	0	-	GB 4789.4	-
	黄色ブドウ球菌	5	1	100 CFU/g	1000 CFU/g	GB 4789.10 第2法	
豆類加工品（直接食用にするもの） 豆加工品（発酵させたもの） 豆加工品（非発酵のもの）	サルモネラ菌	5	0	0	-	GB 4789.4	-
	黄色ブドウ球菌	5	1	100 CFU/g	1000 CFU/g	GB 4789.10 第2法	
チョコレート類及びカカオ加工品	サルモネラ菌	5	0	0	-	GB 4789.4	-

果実・野菜加工品（漬物類を含む、直接食用にするもの）	サルモネラ菌	5	0	0	-	GB 4789.4	-
	黄色ブドウ球菌	5	1	100 CFU/g (mL)	1000 CFU/g (mL)	GB 4789.10 第2法	-
	大腸菌 O157:H7	5	0	0	-	GB/T 4789.36	果実・野菜加工品（非加熱調理のもの）にのみ適

表 1 (続)

食品カテゴリ	病原菌指標	試料採取方式と基準値 (指定がなければ/25 g または/25 mL で表示する)				検査方法	備考
		n	c	m	M		
飲料 (容器入り飲用水、炭酸飲料は除く)	サルモネラ菌	5	0	0	-	GB 4789.4	
	黄色ブドウ球菌	5	1	100 CFU/g (mL)	1000 CFU/g (mL)	GB 4789.10 第2法	
冷凍飲料 ソフトクリーム類 アイスクリーム (シャーベット) 類 食用氷、アイスキャンディー類	サルモネラ菌	5	0	0	-	GB 4789.4	
	黄色ブドウ球菌	5	1	100 CFU/g (mL)	1000 CFU/g (mL)	GB 4789.10 第2法	
調味料 (直接食用にするもの) 醤油 みそ及びみそ加工品 水産調味料 複合調味料 (マヨネーズ等)	サルモネラ菌	5	0	0	-	GB 4789.4	
	黄色ブドウ球菌	5	2	100 CFU/g (mL)	10000 CFU/g (mL)	GB 4789.10 第2法	
	腸炎ビブリオ	5	1	100 MPN/g (mL)	1000 MPN/g (mL)	GB/T 4789.7	水産調味料にのみ適用する。
ナッツ・種子加工品 ナッツ及び種子のクリーム (ペースト) 果実類 (漬けてあるもの)	サルモネラ菌	5	0	0	-	GB 4789.4	-

注 1: 食品カテゴリは病原菌基準値の適用範囲を画定するためのものであり、本標準にのみ適用する。
注 2: n は同一ロットの製品から採取すべき試料の数、c は m 値を超えることが許容される最大の試料の数、m は病原菌指標の受け入れ可能レベルの限度値、M は病原菌指標の最も高い安全限度値を表す。